

○山口県警察における電子署名の管理に関する訓令

平成29年12月14日
本部訓令第47号

(趣旨)

第1条 この訓令は、山口県警察における電子署名の管理について必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名をいう。

(2) 電子署名カード 電子署名を行うための符号その他の情報が記録されたカードをいう。

(電子署名の種類)

第3条 電子署名の種類は、次のとおりとする。

(1) 所属長署名

(2) 前号に掲げるもののほか、電子署名を行う業務を主管する所属（以下「主管所属」という。）の長（以下「主管所属長」という。）が必要と認める者の署名

(電子署名の方法)

第4条 電子署名は、電子署名カードを使用する方法により行うものとする。

(管理責任者)

第5条 電子署名カードを適正に管理するため、管理責任者を置く。

2 管理責任者は、警務部総務課長をもって充てる。

(保管責任者)

第6条 電子署名カードを適正に使用し、及び保管するため、保管責任者を置く。

2 保管責任者は、電子署名カードを使用する所属の長をもって充てる。

(電子署名カードの使用)

第7条 所属長は、電子署名カードを使用しようとするときは、主管所属長に申し出るものとする。

2 主管所属長は、前項の申出があった場合において電子署名カードを使用する必要があると認めるとき又は主管所属において電子署名カードを使用する必要があると認める場合は、電子署名カード使用申出書（別記第1号様式）により管理責任者を經由して本部長に申し出るものとする。

(電子署名カードの管理)

第8条 管理責任者は、電子署名カード管理簿（別記第2号様式）を備え付け、電子署名カードを保管している所属の状況を明らかにしておかな

ければならない。

(電子署名カードの保管)

第9条 電子署名カードの保管については、施錠機能を有する保管庫等において適切に行わなければならない。

2 保管責任者は、所属職員のうち、相当と認める者に電子署名カードの保管を行わせることができる。

(電子署名カードの更新)

第10条 保管責任者(主管所属長である保管責任者を除く。第12条において同じ。)は、次の各号のいずれかに該当する場合において、電子署名カードを更新しようとするときは、主管所属長に申し出るものとする。

(1) 電子署名カードに記録された情報に変更がある場合

(2) 電子署名カードの有効期間が満了する場合において、当該電子署名カードに係る電子署名を継続して行う場合

2 主管所属長は、前項の申出があった場合又は主管所属において前項各号のいずれかに該当する場合であって、電子署名カードを更新する必要があると認めるときは、電子署名カード更新申出書(別記第1号様式)により管理責任者を經由して本部長に申し出るものとする。

(事故の報告)

第11条 保管責任者は、電子署名カードの盗難、亡失、不正使用その他の事故があったときは、直ちに管理責任者及び主管所属長(主管所属長である保管責任者にあつては、管理責任者)に報告しなければならない。

2 管理責任者は、前項の規定による報告を受けたときは、直ちに本部長に報告しなければならない。

(電子署名カードの失効)

第12条 保管責任者は、次の各号のいずれかに該当する場合において、電子署名カードを失効させようとするときは、主管所属長に申し出るものとする。

(1) 電子署名を行わなくなった場合

(2) 物理的又は電磁的な破損その他の理由により電子署名カードが使用できなくなった場合

(3) 前条第1項に規定する事故の報告を受けた場合

2 主管所属長は、前項の申出があった場合又は主管所属において前項各号のいずれかに該当する場合であって、電子署名カードを失効させる必要があると認めるときは、電子署名カード失効申出書(別記第1号様式)により速やかに管理責任者を經由して本部長に申し出るものとする。

(その他)

第13条 この訓令に定めるもののほか、電子署名の管理について必要な事項は、別に定める。